

日本労働年鑑 第55集 1985年版
The Labour Year Book of Japan 1985

第二部 労働運動

II 労働組合の大会

3 中立労連、新産別、総連合、全民労協、金属労協、統一労組懇の大会

4 全民労協第二回総会

全日本民間労働組合協議会(全民労協)は、八三年一月二日、東京・池ノ端文化センターで、第二回総会を開催し、八四年度活動方針を決定した。総会の冒頭あいさつに立った豎山議長は、「全的統一や未組織労働者への影響からすれば端緒を築いたにすぎないが、共同行動の積みかさねで相互信頼を深め、統一を前進させなくてはならない」と強調した。また、「八四年春闘については、情勢がきびしいとの認識では、労働側も一致している。専断的な経営側の態度を打破するため、全民労協として、労働四団体や大産別共闘との調整をはかり、八四賃金闘争連絡会の合意を尊重しながら、労働側の態度強化のために、要求内容、戦術配置、ヤマ場の日程調整など、主体的努力をしていきたい」と述べた。

野党各党代表の来賓あいさつ、活動報告につづき、八四年度の活動方針案が提案された。活動方針では、結成総会で決定された、(1)政策制度課題の改善、(2)労働諸条件の維持向上、(3)組織の強化拡大と未組織労働者の組織化、にひきつづきとりくむことを確認するとともに、(a)政策制度闘争では、八四年六月末までに「昭和五九—六〇年度政策・制度要求と提言」をまとめる、(b)賃金闘争では、単産自決体制の強化を基本として、労働四団体、大産別共闘組織間の調整機能を果たしていく、(c)組織拡大強化では、八四年度中に五〇〇万人台、八五年度中に六〇〇万人台の組織拡大をめざす、(d)全民労協の活動を推進するため全国ネットワークとして、九地方ブロックに地方連絡会を設置する、ことなどが提案された。政策闘争を充実するために、シンクタンク設立の準備に着手する、組織拡大のためこれまでの産別加盟のほか、オブザーバー加盟、友好組織を新しく設置することなども提起された。活動方針のなかで、連合体移行の時期については、同盟と総評の一部から異論が出されたため、「現在の協議会組織の体制からさらに前進を図るため、労働界全体の統一の展望とあわせ、『基本構想』をはじめとする条件整備や環境づくりを精力的にすすめる」と時期を明記せず、抽象的な表現にされている。この部分は、八月末の原案段階では、「連合会組織へ発展させる目途を一九八五年におき」となっていた。

活動方針にたいする発言では、私鉄総連が「地方連絡会設置は地方組織づくりの土台となるという意見がわれわれの地方組織からでている。懇親会など、もう少しゆるやかな表現にしてもらいたい」と主張し、これにたいし、山田事務局長は、「発言の趣旨はわかるが」としながらも、方針の文言を変えることは拒否した。さらに、電機労連から、連合体移行にむけた前向きの討論を求める意見が出された。これにたいし、事務局長は、「連合体移行問題については、今後、全民労協の場で議論してもらいたい」と答えるにとどまった(なお、連合体移行等の問題については、本年鑑第二部—I「労働組合の組織現状と組織運動」の2・2『労働戦線統一』の動き)参照)。

役員改選では、豎山議長、山田事務局長を再選した。
なお、八四年度活動方針はつぎのとおりである。

【全民労協・八四年度活動方針・骨子】

1 活動の基調について

(1) 全民労協は、結成総会(一九八二年一月四日)において、『全民労協の活動は、「基本構想」にもとづいてすすめる。と同時に、この基本構想に対して補強的意見をもっている組合もあるので、これらの意見については、これからの全民労協の活動、討議などを通じて活かしていく』こととし、組織の性格は、共同行動を推進するためのゆるやかな協議体であること。組織の目的は、統一準備会での討議経過をふまえ、相互信頼のうえにたつて、民間労働組合に共通する要求の実現と課題の改善につとめるとともに、労働戦線統一の拡大・充実を促進して労働者の経済、社会、政治各面における地位の向上をはかること。これに、当面の活動方針として、(1)政策・制度課題の改善 (2)労働諸条件の維持・向上 (3)組織の強化・拡大と未組織労働者の組織化などの基本事項を決定し、発足した。

本年度の活動は、前年度にひきつづき以上の基本事項を基調とし、目的の達成に向い総力をあげて取り組んでいく。

(2) さらに、全民労協は、上記の基本課題を確実に実践するとともに、労働戦線の統一が、一九八〇年代の最大の課題であるとの共通認識にたち、現在の協議会組織の体制から、さらに前進をはかるため、労働界全体の統一の展望とあわせ、「基本構想」をはじめとする条件整備や環境づくりを精力的にすすめる。

このために、既存の各ナショナル・センターとの連携、調整をはかる。

(3) なお、昭和五九年度～六〇年度の政策・制度や八四賃金闘争などの取り組みについては、個別にその方針を明らかにしていくが、最善の方法としては、労働界全体が統一歩調をとることが最もよいことである。

全民労協としては、このことを基本として、既存ナショナル・センターとの連携を深めながら、民間労働組合に共通する課題に重点をおき、状況と内容を判断し、独自の行動も積極的に展開していく。

2 政策・制度課題の改善について(略)

(1) 取り組みの基本について

(2) 昭和五八―五九年度政策・制度の改善について

(3) 昭和五九―六〇年度政策・制度の改善について

(4) シンク・タンク設立のための活動について

(5) その他

3 労働諸条件の維持・向上について

(1) 八四賃金闘争の推進について(略)

(2) 最低賃金制の改善について(略)

(3) 労働時間の短縮について(略)

(4) 六〇歳定年制の確立と高齢者雇用拡大について(略)

(5) 「パートタイマー法」「育児休業制度」の確立について(略)

(6) MEなど新たな技術革新の対応について(略)

(7) 調査活動について(略)

4 組織の強化・拡大と未組織労働者の組織化について

(1) 全民労協の強化・拡大について

(1) 全民労協は、組織運営にあたって、加盟組織の積極的な参加のもとに、共同行動を積み重ねて、相互の信頼関係をより深め、組織の強化をはかっていく。

(2) 全民労協は、組織の拡大につとめ、本年度中に組織人員五〇〇万人台を確実に実現し、来年度中に六〇〇万人をめざす。

(2) 全民労協加盟の原則について

(1) 全民労協が結成総会(昭五七・一・二・一四)で決定した「全民労協の結成について」をはじめとする諸方針に賛同する組織であること。

(2) 加盟しようとする組織が、競合組織である場合は、既加盟組織との事前調整をはかる。

(3) 加盟については、いずれも、幹事会の議を経て代表者会議で決定する。

(3) 加盟方式の整備について

(1) 正式加盟

産別組織を原則とする。

(2) オブザーバー加盟

全民労協加盟の方向をめざしながらも、組織事情によって直ちに加盟できない産別組織。この場合、正式な機関の会議に出席し、発言することはできるが、議決に加わることはできない。

会費については、正式加盟の七〇%とする。

(3) 友好組織

産別単位以外の組織で、全民労協の諸方針に賛同する組織は、友好組織とする。

友好組織は、正式な機関の会議には出席できないが、集会などの諸行事に参加し、また資料の配布をうけることができる。

会費にかわるものとして、資料代を負担する。

(4) 企業別労組の扱い

今後検討する。

(4) 中小労組対策の強化、未組織労働者の組織化について(略)

(5) 基本的な組織課題および大産別共闘との関係について

基本的な組織課題、とくに「活動の基調」の二項については、全民労協の各級機関を通じて対応していく。また、大産別組織とは、有機的な連携を強化していくが、将来の関係については、統一問題全体の展望のなかで検討していく。

(6) 地域連絡会の設置について

全民労協の活動(政策・制度討論集会、大衆行動など)を推進するための全国ネットワークとして、九地方ブロックに地域連絡会を設置する。

各地域連絡会の運営は、原則として、幹事会構成加盟組織があたることとし、連絡責任組合を決め、中央との連絡、ブロック内の連絡調整を行う。

ただし、事務所、専従者は置かない。

(7) 外部関連組織との関係について(略)

(8) 広報活動の充実について(略)

(9) OB交流ルームの活用について(略)

(10) 国際活動について

わが国労働運動の国際的な役割を果し、政策・制度課題の改善、労働諸条件の向上をはかるためにも、国際労働運動との提携強化が求められている。このため、全民労協は国際自由労連および国際自由労連・日本加盟組織連絡協議会との連携を深めていく。

また、海外からの訪問団の受け入れについても、加盟組織の協力を得ながら前向きに取り組んでいく。

日本労働年鑑 第55集 1985年版

発行 1984年12月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月21日公開開始

